

令和4年第1回

富谷市議会定例会議案書

令和4年2月18日提出

富 谷 市

令和4年第1回 富谷市議会定例会議案

目 次

議 案

議案第 1号	富谷市犯罪被害者等支援条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2号	富谷市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例の制定について・・・	4
議案第 3号	富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	6
議案第 4号	富谷市個人情報の保護に関する条例の一部改正について・・・・・・・・	10
議案第 5号	富谷市非常勤消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	14
議案第 6号	富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について・・・・・・	18
議案第 7号	富谷市下水道条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・	20
議案第 8号	令和3年度富谷市一般会計補正予算(第14号)・・・・・・・・・・・・・・・・	別冊
議案第 9号	令和3年度富谷市市営墓地特別会計補正予算(第3号)・・・・・・・・	別冊
議案第10号	令和3年度富谷市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)・・・・・・	別冊
議案第11号	令和3年度富谷市介護保険特別会計補正予算(第4号)・・・・・・・・	別冊
議案第12号	令和3年度富谷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)・・・・	別冊

議案第13号	令和3年度富谷市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第14号	令和3年度富谷市水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第15号	令和4年度富谷市一般会計予算	別冊
議案第16号	令和4年度富谷市市営墓地特別会計予算	別冊
議案第17号	令和4年度富谷市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第18号	令和4年度富谷市介護保険特別会計予算	別冊
議案第19号	令和4年度富谷市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第20号	令和4年度富谷市下水道事業会計予算	別冊
議案第21号	令和4年度富谷市水道事業会計予算	別冊
議案第22号	指定管理者の指定について	23
議案第23号	和解及び損害賠償額の決定について	24
議案第24号	他の普通地方公共団体の公の施設を富谷市の住民が利用することについて	25
議案第25号	富谷市と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について	28

諮問

諮問第1号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	29
-------	------------------------------	----

諮問第 2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 30

諮問第 3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・ 31

議案第 1 号

富谷市犯罪被害者等支援条例の制定について
富谷市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)に基づき犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目的とし、犯罪被害者とその親族を精神的及び経済的に支援するため、本条例を制定するもの。

富谷市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の軽減及び回復を図り、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、宮城県その他の地方公共団体及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (4) 市民等 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及び市内において事業活動を行っている者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他事情に応じて適切に講ぜられなければならない。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう講ぜられなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、前項に規定する施策が円滑に実施されるよう、関係機関等と相互に連携を図らなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援のための施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等の支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

2 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(支援金の給付)

第7条 市は、犯罪等により死亡した者の遺族又は犯罪等により被害を受けた者のうち、規則で定めるものに対し、規則の定めるところにより支援金を給付することができる。

(安全の確保)

第8条 市は、犯罪被害者等が更なる犯罪等による被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯の指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取り扱いの確保その他必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、個人の尊厳、犯罪被害者等が置かれている状況への配慮及び犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性並びに市及び関係機関が実施する犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるため、広報活動及び啓発活動その他の必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 2号

富谷市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例の制定について
富谷市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例を別紙のとおり制定する。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

石油貯蔵施設の周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため特に必要と思われる公共用の施設の整備に要する経費に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、富谷市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金を設置するもの。

富谷市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

(設置)

第1条 石油貯蔵施設立地対策等交付金規則(昭和53年通商産業省告示第434号)第3条第6項に規定する公共用の施設(以下「公共用の施設」という。)の整備に要する経費に充てるため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、富谷市石油貯蔵施設立地対策等交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、公共用の施設の整備に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3号

富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

非常勤職員の育児休業等の取得緩和及び育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等に関し必要な事項を定めるため、所要の改正を行うもの。

富谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

富谷市職員の育児休業等に関する条例（平成4年富谷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	現行
<p>第1条 略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p><u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></u></p> <p><u>(イ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>第2条の2～第16条 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で</p>	<p>第1条 略</p> <p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p><u>(ア) <u>任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></u></p> <p><u>(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び<u>特定職に引き続き</u></u></p> <p>_____</p> <p>_____ <u>採用されないことが明らかでない非常勤職員</u></p> <p><u>(ウ) 略</u></p> <p>イ・ウ 略</p> <p>第2条の2～第16条 略</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第17条 育児休業法第19条第1項の条例で</p>

改正後	現 行
<p>定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>— _____</p> <p>— _____</p> <p>— _____</p> <p>第18条～第20条 略</p> <p><u>（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）</u></p> <p>第21条 <u>任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p>	<p>定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する</u></p> <p>_____非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</p> <p><u>ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める非常勤職員</u></p> <p>第18条～第20条 略</p>

改 正 後	現 行
<p>第22条 <u>任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p>	

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

富谷市個人情報の保護に関する条例の一部改正について

富谷市個人情報の保護に関する条例（平成17年富谷町条例第2号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

富谷市個人情報の保護に関する条例（平成17年富谷町条例第2号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会</p>	<p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項</u>に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</p> <p>イ 略</p> <p>(3) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5号

富谷市非常勤消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部改正について

富谷市非常勤消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和40年富谷町条例第9号）の一部を次のとおり改正する。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

消防団員の処遇改善として、「団員」の階級にある団員の年額報酬の増額及び災害の防除等の場合の出動報酬を創設するため，所要の改正を行うもの。

富谷市非常勤消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する
 条例

富谷市非常勤消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例（昭和40年富谷町条例第9号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第7条 略</p> <p style="text-align: center;">（服務規律）</p> <p>第8条 団員は，団長の招集によって出動し，職務に従事するものとする。ただし，招集を受けない場合であっても，<u>災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったとき</u>は，あらかじめ指定するところに従い，直ちに 出動し職務に従事しなければならない。</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p style="text-align: center;">（報酬）</p> <p>第12条 <u>団員の報酬は，年額報酬及び出動報酬とする。</u></p> <p>— — — — —</p> <p>2 <u>団員には，次により年額報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>団長 年額 140,000円</u></p> <p>(2) <u>副団長 年額 108,000円</u></p> <p>(3) <u>分団長 年額 77,000円</u></p> <p>(4) <u>副分団長 年額 70,000円</u></p> <p>(5) <u>班長 年額 65,000円</u></p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p style="text-align: center;">（服務規律）</p> <p>第8条 団員は，団長の招集によって出動し，職務に従事するものとする。ただし，招集を受けない場合であっても，<u>水火災その他の災害のみ，</u> _____発生を知ったときは，あらかじめ指定するところに従い，直ちに 出動し職務に従事しなければならない。</p> <p>第9条～第11条 略</p> <p style="text-align: center;">（報酬）</p> <p>第12条 <u>団員には，次の各号に定めるところによる報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>団長 年額 140,000円</u></p> <p>(2) <u>副団長 年額 108,000円</u></p> <p>(3) <u>分団長 年額 77,000円</u></p> <p>(4) <u>副分団長 年額 70,000円</u></p> <p>(5) <u>班長 年額 65,000円</u></p> <p>(6) <u>団員 年額 36,000円</u></p> <p>(7) <u>機関要員 年額 24,000円</u></p>

改正後	現 行
<p>(6) <u>団員 年額 36,500円</u></p> <p>(7) <u>機関要員 年額 24,000円</u></p> <p>3 <u>団員が災害の防除等の職務に従事する場合には、次により出動報酬を支給する。</u></p> <p>(1) <u>災害の場合 1日につき 8,000円</u></p> <p>(2) <u>警戒の場合 1日につき 8,000円</u></p> <p>(3) <u>訓練の場合 1日につき 3,000円</u></p> <p>(4) <u>予防活動の場合 1日につき 3,000円</u></p> <p>4 <u>前項各号に規定する職務に従事した場合において、1日の従事時間が4時間を超えない場合は、それぞれ同項各号に定める金額の2分の1の額を支給する。</u></p> <p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員には、特別職の職員で非常勤のもの</u>の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年富谷町条例第34号）第6条第1項に定める費用弁償__を支給する。</p> <p>2 <u>団員が、前条第3項及び第4項各号の規定により職務に従事する場合には、費用弁償として、1日につき100円を支給する。</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>(費用弁償)</p> <p>第13条 <u>団員に</u>，特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和48年富谷町条例第34号）第6条第1項に定めるもののほか、費用弁償として、出動手当及び旅費を支給する。</p> <p>2 <u>出動手当は、団員が水火災等の災害の防除、警戒、訓練、予防活動等の職務に従事した場合において、次の各号に掲げる職務の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。</u></p> <p>(1) <u>水火災等の災害の防除の場合 1回につき 2,500円</u></p> <p>(2) <u>警戒の場合 1回につき 2,500円</u></p> <p>(3) <u>訓練の場合 1回につき 1,500円</u></p> <p>(4) <u>予防活動の場合 1回につき 1,500円</u></p>

改正後	現 行
<p>—</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>円</p> <p><u>3</u> 前項各号に掲げる職務の1回の従事時間が</p> <p><u>4</u> 時間を超える場合は、1,500円を同各号</p> <p><u>に定める額の出動手当に加算して支給する。</u></p>
<p><u>3</u> 略</p>	<p><u>4</u> 略</p>
<p><u>4</u> 略</p>	<p><u>5</u> 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 6号

富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

富谷市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年富谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

富谷市子ども医療費の助成に関する条例（平成16年富谷町条例第20号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。<u>ただし、婚姻した者を除く。</u></p> <p>2 略</p> <p>第3条～第13条 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において「子ども」とは、出生から18歳に達する日の属する年度の末日までの間にある者をいう。_____</p> <p>2 略</p> <p>第3条～第13条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 7号

富谷市下水道条例の一部改正について

富谷市下水道条例（昭和63年富谷町条例第13号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

一般財団法人宮城県下水道公社の解散により、排水設備等工事責任技術者認定試験の実施機関が公益社団法人宮城県建設センターに変更となることに伴い、所要の改正を行うもの。

富谷市下水道条例の一部を改正する条例

富谷市下水道条例（昭和63年富谷町条例第13号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第8条の7 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第8条の8 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第4項</u>の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(責任技術者認定試験)</p> <p>第8条の9 責任技術者認定試験は、責任技術者として必要な知識及び技能について、<u>公益社団法人宮城県建設センター</u>が行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">(責任技術者証)</p> <p>第8条の10 略</p> <p>2 略</p> <p>3 責任技術者は、<u>第8条の8第4項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第8条の11～第32条 略</p>	<p>第1条～第8条の7 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(責任技術者の登録の資格)</p> <p>第8条の8 略</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>次項</u>の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者</p> <p>(3) 略</p> <p>3・4 略</p> <p style="padding-left: 2em;">(責任技術者認定試験)</p> <p>第8条の9 責任技術者認定試験は、責任技術者として必要な知識及び技能について、<u>一般財団法人宮城県下水道公社</u>が行う。</p> <p style="padding-left: 2em;">(責任技術者証)</p> <p>第8条の10 略</p> <p>2 略</p> <p>3 責任技術者は、<u>第8条の8第3項</u>の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく市長に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中責任技術者証を返納しなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>第8条の11～第32条 略</p>

備考 改正箇所は下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に、改正前の富谷市下水道条例第8条の9に規定する一般財団法人宮城県下水道公社が実施した責任技術者認定試験に合格している者は、改正後の富谷市下水道条例第8条の9に規定する公益社団法人宮城県建設センターが実施する責任技術者認定試験に合格している者とみなす。

議案第22号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により，下記のとおり指定管理者の指定をしようとするにつき，議会の議決を求める。

記

- 1 公の施設の名称 富谷宿観光交流ステーション
- 2 指定しようとする団体 富谷市富谷新町111番地1
株式会社1038
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

令和4年2月18日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定により，指定管理者の指定をしようとするにつき，議会の議決を求めるもの。

議案第23号

和解及び損害賠償額の決定について

富谷市総合運動公園における傷害事故について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、下記のとおり和解及び損害賠償額の決定ができるものとする。

記

- 1 損害賠償額 一金11,850円也
- 2 和解の相手方
- 3 和解の内容 市は相手方に損害賠償額一金11,850円を支払うこととし、相手方はその余の請求を放棄する。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若生 裕俊

議案第 24号

他の普通地方公共団体の公の施設を富谷市の住民が利用することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、大和町病後児保育室を別紙協議書のとおり富谷市の住民が利用することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

大和町の公の施設である大和町病後児保育室の広域利用に伴い、当該施設を富谷市の住民が利用することについて、協議するもの。

別紙

大和町病後児保育室の広域利用に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244号の3第2項の規定に基づき、大和町が設置する大和町病後児保育室を富谷市、大郷町及び大衡村（以下「広域利用市町村」という。）の住民が利用することについて、次のとおり定める。

（広域利用施設）

第1条 広域利用の対象とする公の施設（以下「広域利用施設」という。）は、次のとおりとする。

所在地 宮城県黒川郡大和町吉田字北谷地1番地の1
名称 大和町病後児保育室

（遵守事項）

第2条 広域利用市町村の住民が広域利用施設を利用する場合は、当該施設に係る条例、規則等を遵守しなければならない。

（利用の手続き）

第3条 広域利用施設の利用の手続きは、当該施設を設置する大和町の住民と同様とする。

（利用料）

第4条 広域利用施設の利用料は、当該施設を設置する大和町の住民に係る利用料と同額とする。

（経費負担）

第5条 広域利用施設の維持管理及び運営に要する経費は、当該施設を設置する大和町が負担する。ただし、広域利用市町村の住民が広域利用施設を利用する場合は、一人一日当たり25,000円の費用を広域利用市町村が大和町に支払うものとする。

2 前項の経費は、年度末に一括して請求するものとする。

（広域利用開始日）

第6条 広域利用市町村の住民の広域利用施設の利用開始日は、令和4年4月1日からとする。

この協議書の成立を証するために本書4通を作成し、大和町と広域利用市町村の長が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

大和町長 浅野 元

富谷市長 若生 裕俊

大郷町長 田中 学

大衡村長 萩原 達雄

議案第25号

富谷市と宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により，宮城県との間の災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務委託を令和4年7月31日限り廃止することについて同県と協議するため，同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により，議会の議決を求める。

令和4年2月18日提出

富谷市長 若生 裕俊

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第1条に規定する災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給のための審査会等の事務について，宮城県へ委託していたものを廃止する。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 中 鉢 勝 利

生年月日

令和4年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 中鉢勝利は、令和4年6月30日をもって任期満了となるため。

諮問第 2号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 福 井 公美子

生年月日

令和4年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 福井公美子は，令和4年6月30日をもって任期満了となるため。

諮問第 3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦することについて，人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により，議会の意見を求める。

記

住 所

氏 名 武 弓 恵 扶 子

生年月日

令和4年2月18日提出

富谷市長 若 生 裕 俊

提案理由

人権擁護委員 武弓恵扶子は，令和4年6月30日をもって任期満了となるため。